

## 諮詢問書

佐市建指第821号  
平成24年10月19日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1. 諒問内容

地理情報システムによる個人情報の電子計算機処理の開始について

#### 2. 電子計算機処理の導入目的

資料①のとおり

#### 3. 地理情報システムの内容について

資料②のとおり

#### 4. 電子計算機処理を行う個人情報の内容について

資料③のとおり

#### 5. 個人情報の保護措置とセキュリティについて

資料④のとおり

#### 6. 電子計算機処理を行う時期について

平成25年4月1日稼動予定

## 別紙1

### 電子計算機処理の導入目的

1. 地図データを紙ベースの処理から電子計算機での処理へ変更することで、過去の苦情内容が構築され、状況把握が容易となり、業務の効率化が可能である。
2. 建築指導課に寄せられる危険な建築物に対する情報と、環境課に寄せられる空き地・空き家に対する情報を、横断的な地図情報（空き家等苦情相談受付処理システム）として活用することで、質の高い行政サービスが実現できる。
3. 老朽危険家屋対策等様々なシミュレーションへの活用を図る。
4. 電子計算機処理の導入の経緯

市民から住環境に関する苦情相談がある場合、建築指導課若しくは環境課に情報が寄せられる。草木の繁茂やごみ等の相談であれば環境課で対応し、老朽家屋等の相談は建築指導課で対応している。苦情相談対応は、所有者・管理者等に対して適正管理を口頭によるお願いや、文書により指導している。

環境課、建築指導課それぞれで対応していることから、同じ発生源に対する苦情相談がそれぞれの課に申し立てられた場合、苦情処理に係る調査や事務処理を重複して行う部分が生じるため、緊急を要する案件について適切な対応ができない。

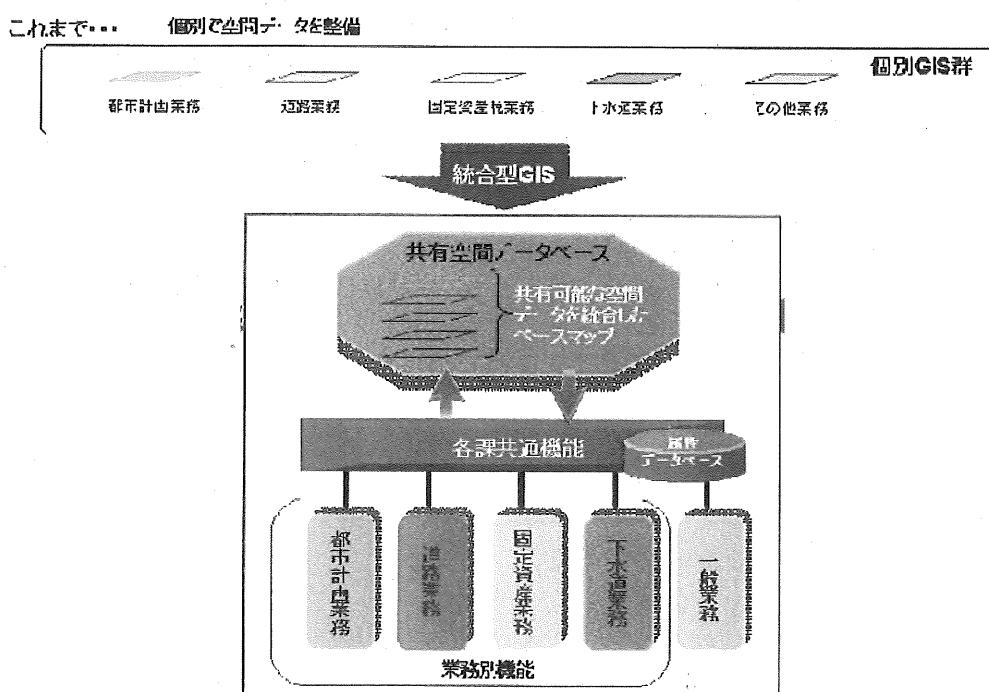
そこで、それぞれの課で受付処理したものについて、苦情相談受付処理情報として共有化を図る。

## 別紙2

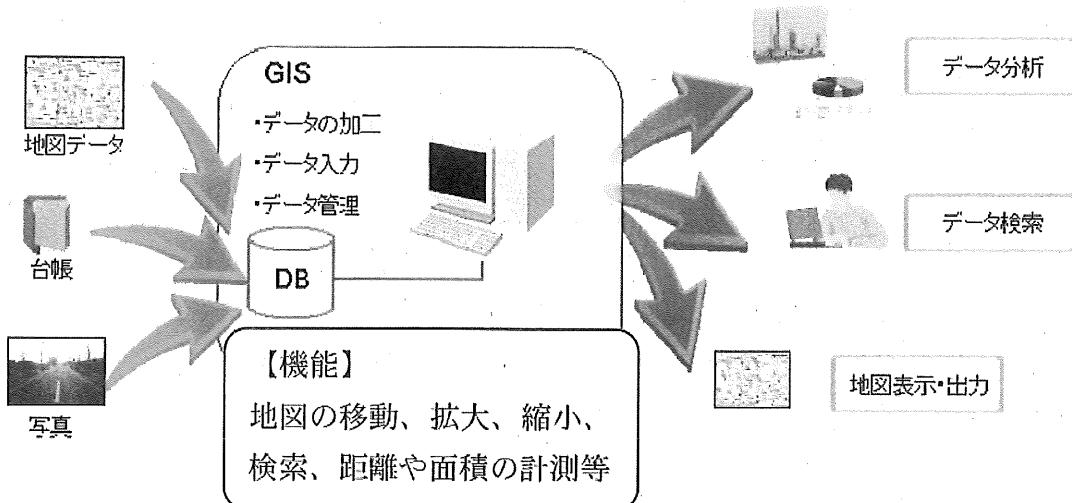
### 地理情報システムの内容について

地理情報システムとは、各業務における地図とそれに付随するデータを位置情報と合わせて総合的に管理し、視覚的に表示が可能なシステムである。業務上の様々な情報を各々1枚の地図（データ）として管理することにより、必要な地図情報を重ね合わせて表示することができる。

#### 【システム（概要）イメージ】



#### 【システム（機能）イメージ】



別紙3

電子計算機処理を行う個人情報の内容

(1) 申立人に関する情報

- ①申立人氏名
- ②申立人住所
- ③申立人連絡先
- ④申立人立場

(2) 発生源に関する情報

- ①発生源所在
- ②発生源名称
- ③所有者等氏名
- ④所有者等住所
- ⑤発生源連絡先

(3) 苦情内容に関する情報

- ①申立内容
- ②苦情処理内容

## 個人情報の保護措置とセキュリティについて

### (地理情報システム)

1. システムに関する責任者の任命
  - ・空き家等苦情相談受付処理システムに関する責任者に、建築指導課長、環境課長を任命する。
2. 地図情報を扱うサーバは専用のサーバ室に設置し、管理（許可した者のみ入退室が可能）する。
3. 空き家等苦情相談受付処理システムについては、庁内で利用している情報系ネットワークを活用するため、外部からの不正侵入、スパイウェア、コンピュータウイルス等に対して対策を講じる。  
具体的には、ウイルス対策ソフト導入し、端末機のウイルスパターンは情報システム課が準備し、自動的に更新される。
4. 情報漏えい等事故が発生した場合に迅速に対応する為、アクセスログを記録、管理する。
5. 閲覧及び編集できる地図情報は、業務上必要な情報のみとし、その利用に際しては、個人単位でパスワードを付与し、定期的に変更を行う。

## システム概要

苦情相談受付

環境課

建築指導課

地理情報システム（空き家等苦情相談受付処理システム）

地理情報システム

苦情内容  
申立人情報  
苦情発生源情報

データ入力

データ入力

建築指導課

環境課

苦情相談処理に活用